

難治疾患研究所臨床研究利益相反委員会内規

(趣旨)

第1条 臨床研究に係る利益相反マネジメントを行うため、国立大学法人東京医科歯科大学利益相反マネジメント規則第11条の規定に基づき、難治疾患研究所に臨床研究利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、難治疾患研究所における臨床研究に関し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 利益相反マネジメントに関する施策の策定に関すること。
- (2) 利益相反に関する申告、調査及び審議に関すること。
- (3) 利益相反による弊害を回避するための措置に関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 教授 若干名
- (2) 倫理審査委員長 1名

2 前項の委員は、教授会の議を経て、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く

2 前項の委員長は、第3条第1項の委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長がその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決する。

3 委員は、自己の携わる臨床研究に係る利益相反については、その議事に加わることができない。

4 前項の規定により議事に加わることができない委員の数は、第1項及び第2項の委員の数に算入しない。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(利益相反マネジメント委員会への報告等)

第7条 委員会は、難治疾患研究所における臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況を、利益相反マネジメント委員会に報告するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、利益相反に係る重要事項に関し、利益相反マネジメント委員会の開催を求めることができる。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。